独立行政法人　国立病院機構　香川小児病院	−0.0019	0.0197	
独立行政法人　国立病院機構　善通寺病院	0.0418	0.0183	

」を「

（削除）	（削除）
香川	独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター

」に改める。

（削除）	（削除）	
0.0269	0.0196	

」

○厚生労働省告示第百五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第22部として次のように加える。

第22部　追加用薬（18）

品名	規格単位	薬価円
（あ）		
アカルボースＯＤ錠50mg「ファイザー」	50mg 1錠	15.80
アカルボースＯＤ錠100mg「ファイザー」	100mg 1錠	26.70
アカルボース錠50mg「ファイザー」	50mg 1錠	15.80
アカルボース錠100mg「ファイザー」	100mg 1錠	26.70
（ヤ）		
㊒　ヨウ化カリウム「日医工」	1g	9.00

○厚生労働省告示第百六十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表第6に第4部として次のように加える。

第4部　追加用薬（3）

品名	規格単位
（あ）	
アカルボースＯＤ錠50mg「マイラン」	50mg 1錠
アカルボースＯＤ錠100mg「マイラン」	100mg 1錠
アカルボース錠50mg「マイラン」	50mg 1錠
アカルボース錠100mg「マイラン」	100mg 1錠
（ヤ）	
㊒　ヨウ化カリウム「ヨシダ」	1g

○厚生労働省告示第百六十一号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第三に次の一号を加える。

四十七　食道がんの根治的治療がなされた後の難治性の良性食道狭窄（さく）に対する生分解性ステント留置術　食道がんの根治的治療がなされた後の難治性の良性食道狭窄（さく）（内視鏡による検査の所見で悪性ではないと判断され、かつ、病理学的見地から悪性ではないことが確認されたものであって、従来の治療法ではその治療に係る効果が認められないものに限る。）

○農林水産省告示第千四百三十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十三号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課並びに滋賀県庁、京都府庁及び香川県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十三号の規定は、平成二十五年産の水稲及び平成二十六年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十四年以前の年産の水稲及び平成二十五年以前の年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百四十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の二十三第二項、第百三十五条第六号ロ、第百三十六条第八項及び第九項並びに第百四十一条の六第七項及び第八項の規定に基づき、平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十五号（園芸施設基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十五号の規定は、平成二十五年五月一日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百四十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条第三項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日　農林水産大臣　林　芳正

表滋賀県の項、京都府の項及び香川県の項を削る。

附　則

この告示による改正後の平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号の規定は、平成二十五年産の大豆及び小豆並びに平成二十六年産の茶から適用するものとし、平成二十四年以前の年産の大豆及び小豆並びに平成二十五年以前の年産の茶については、なお従前の例による。